

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議規約

(名称)

第1条 本会は、おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、観光振興・集客魅力づくりにかかる市町村・地域間の情報共有と事業連携を促進・強化し、大阪の観光集客力の向上と観光振興の戦略的な展開に資することを目的とする。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、大阪府及び大阪府内市町村及び経済団体のほか、第2条の目的に賛同する団体により構成する。

(情報交換等)

第4条 ネットワーク会議は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる情報交換等を行う。

- (1) 観光集客につながる都市魅力の創造に関すること。
- (2) 観光振興に関すること。
- (3) 観光集客を促進する情報発信に関すること。
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

(参加及び退会)

第5条 ネットワーク会議の目的に賛同し、参加しようとする地域の団体は、次の書類をもって事務局に申請し、その承認を得なければならない。ただし、大阪府が必要と認める団体の参画は除く。

- (1) 参加申込書(様式第1号)
- (2) 市町村の推薦書(様式第2号)
- (3) その他活動目的及び内容を示す書類

2 退会しようとするものは、事務局に退会届を提出しなければならない。

(座長)

第6条 ネットワーク会議に、座長を置く。

2 座長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長をもって充てる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課長が職務を代理する。

(座長の職務)

第7条 座長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

(アドバイザー)

第8条 ネットワーク会議に、第4条に掲げる事業に関して専門的な助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第9条 ネットワーク会議の事務局は、大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課に置く。

(総会)

第10条 総会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 総会の議長は、座長をもって充てる。

3 総会は、次の事項を処理する。

(1) 事業計画に関すること

(2) 事業報告に関すること

(3) その他座長が必要と認める事項

(部会)

第11条 ネットワーク会議に、観光魅力創出部会及び観光プロモーション部会を置く。

2 座長は、その他必要に応じ部会を設けることができる。

3 部会には、座長があらかじめ指名する進行役を置き、進行役が部会の運営を総括する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議 参加申込書

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議事務局 あて

団体（法人）・代表者氏名 印

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議規約第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり、おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議への参加について、申し込みます。

平成 年 月 日

記

参加者所属	氏名	氏名
職・氏名		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
参加する部会	<input type="checkbox"/> 観光魅力創出部会 <input type="checkbox"/> 観光プロモーション部会	<input type="checkbox"/> 観光魅力創出部会 <input type="checkbox"/> 観光プロモーション部会

様式第 2 号

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議 参加推薦書

おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議事務局 あて

市区町村長名

印

下記団体を「おおさか都市魅力・観光ネットワーク会議」への参加団体として推薦します。

平成 年 月 日

記

○団体名：